## 第12回 貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時:平成26年4月22日(火)10:00~11:11

2. 場所:中央合同庁舎4号館12階1214会議室

3. 出席者:

(委 員) 大崎貞和(座長)、松村敏弘(座長代理)

(専門委員) 道垣内正人

(説明者) 在日米国商工会議所 (ACCJ)

(内閣府) 経済財政運営担当 (産業・雇用担当) 髙髙参事官

(法務省) 入国管理局総務課企画室 福原室長 入国管理局入国在留課 本針補佐官

(経済産業省) 経済産業政策局経済社会政策室 坂本室長

(厚生労働省) 職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課 遠坂課長補佐 雇用均等・児童家庭局総務課 源河調査官

(事務局) 大川規制改革推進室次長、仁林企画官

## 4. 議題:

(開 会)

- 1. 「日本人女性の就労を促す外国人家事労働者の雇用」に係る規制改革要望について
  - ・在日米国商工会議所(ACCJ)からの説明
  - ・内閣府からの説明
  - ・法務省からの説明
  - ・経済産業省からの説明
  - ・厚生労働省からの説明
  - 質疑応答

(閉 会)

## 5. 議事概要:

○大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第 12 回貿易・投資等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思います。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。 本日、安念委員が所用により御欠席となっております。 それでは、申し訳ございませんが、報道の方にはここで御退室をお願いいたします。 (報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループ の議事概要は公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の進行は、大崎座長にお願いいたしたく存じます。座長よろしくお願いいたします。 ○大崎座長 おはようございます。

本日は、本ワーキング・グループの検討項目である入管政策の改定に関連する議題として、日本人女性の就労を促す外国人家事労働者の雇用をテーマとして取り上げたいと思います。

それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。本議題の要望主体であります在日米国商工会議所(ACCJ) より、ACCJ グローバル化・労働力多様化委員会委員長のブライアン・ノートン様。それから、ACCJ ウィメン・イン・ビジネス委員会副委員長の福井様にお越しいただいております。

また、本件要望に関連する府省として、内閣府から髙橋経済財政運営担当(産業・雇用 担当)参事官。

法務省から、福原入国管理局総務課企画室長、本針入国管理局入国在留課補佐官。

厚生労働省から、遠坂職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課課長補佐、源 河雇用均等・児童家庭局総務課調査官にそれぞれ御出席をいただいております。

それから、経済産業省から、坂本経済産業政策局経済社会政策室長にも御出席いただく 予定をしておりますが、御都合により遅れて来られるということで、後ほどいらっしゃる ということでございます。

それでは、まず、ACCJから、この要望についての御説明をお願いいたします。

○在日米国商工会議所 おはようございます。在日米国商工会議所をお招きいただきまして、ありがとうございます。

日本人女性の労働力をいかに経済成長の原動力につなげていくかということは ACCJ 内で議論されている課題の一つです。ACCJ は外国経済団体なのですけれども、10 年前ぐらい前は会員の中でアメリカ人が占める割合が 40%以上でした。今はその割合が 30%に下がり、日本を離れる外国人も多くます。海外から日本に来る外国人の多くが基本的に 30 歳代、40歳代の人なのではないかと思います。そのグループの中には家族を伴って来る必要がある人が多くいる。その人達が日本に来るためにどういう協力が必要かというと、外国人の家事労働者の協力が必要ではないかと思います。

それだけではなくて、日本でも今、老人の人口も増え、また子どもの面倒をみなければならないことは働くお母さんにとっては非常に大変なことです。さらに働く奥さんのサポートをする主人も大変です。だから、家の中のサポートを提供する人として、これから外国人も考えたらいいのではないかと思います。

これを実行できるようにするためには、もちろん外国人家事労働者もビザをとらなければいけない。では、外国人家事労働者が日本に来られるようにするためにどのように政策を変更すればいいか。ポイントシステムにより優遇的に入国している高度人材や永住者の人が外国人家事労働者をスポンサーできるようにすれば、ベースとしてはできるのではないかと思います。

基本的に夫婦で考えていますが、これからはスキルの高い外人は金融業界の人だけではないです。研究者とか金融業界の人と比べると所得がそんなに高くない場合がありますので、30歳代、40歳代で、配偶者がいるのであれば、夫婦合わせて 700万円の所得を外国人家事労働者のビザのスポンサーになれる所得要件にすれば、外国人の家族または日本の家族も外国人家事労働者を雇えるのではないかと思います。

1つ大事なポイントとして、外国人家事労働者は、雇われている家に住む必要がないようにしないとだめだと思います。この点に関し質問があれば、後ほど説明いたします。もちろん家事労働者を雇用するための経費は結構高いので、各家族が家事労働者を採用できるような政策をつくることができたらいいと思います。

3つ目のポイントは、単身世帯です。このグループが最も家のサポートが必要だと思います。1人の親で子どもの面倒を見ることは大変ですので。

最後の大事なポイントは、今、シンガポールや香港など外国人の家事労働者がいる国をベースにして、いいところもあるし悪いところもあるのですけれども、いろいろいいやり方をピックアップして政策をつくるチャンスがあると思います。

最後ですけれども、今の時代、シームレスケアが必要だと思います。ACCJのアイデアは、 外国人家事労働者を家庭で雇用することは一つのオプションだということです。今はオプションが少ない。続きは福井が説明いたします。

○在日米国商工会議所 おはようございます。ウィメン・イン・ビジネス委員会の福井と申します。今シームレスケアのサポートが日本で女性の就労問題促進を考えるときに必要だということをノートンが申し上げたので、その点をお話しさせていただけたらと思います。

ウィメン・イン・ビジネス委員会では、女性の就労促進をするために戦略として3つ掲げております。1つが、シームレスサポート、これは日本語に訳しますと女性が就労するための家事・育児を継続的に支援するということです。一般的に、子どもが $0\sim6$  歳とか小学校ぐらいになったら、もう女性が働くために支援が必要ないのではないかと思われがちなのですが、我々はそうは思っておりません。子どもは $0\sim20$  歳まで、もし女性が本当に就労するならば、そこまで継続的にサポートをする必要があると思っています。

そういう中で、今、ノートンが申し上げたとおり日本にはオプションが少な過ぎるので、 そのオプションの1つとして、外国人の家事労働者、これは世界的にどこの国でもグロー バルの世界ではそういうオプションがあります。それだけが必要と言っているわけではな くて、当然、小学校4年生問題の学童保育、学童保育は3年生までは95%ぐらい皆さん入 れるのですが、4~6年生の学童を預かる学童保育は非常に少ないです。そういう問題もありますし、我々が提案しているのは学童保育の支援員が足りない、では、今、日本にはたくさんの元気な、アクティブなシニア層がいらっしゃいます。そういう方にも働いていただいて、社会全体で支援する必要があるのではないかというところです。

3つの戦略の2番目ですが、労働市場の流動性が日本はかなり遅れている。日本は、一 旦退職してもう一度働くことが非常に難しくなっているという点も考えていかなければい けない問題だと思っております。

3番目は、社会全体の意識改革です。これは企業だけではなく、家庭の中でも、そして、 社会全体の中でも、また、教育の学校の現場でも、女性就労促進の問題を解決するには、 女性だけの問題ではないということ。おじいちゃん、おばあちゃんの問題でもある、学校 の問題でもある。こういった本当に幅広い社会全体のみんなで考えていく問題なのではな いかと思っております。

特に、我々が思うのは、女性が就労するためにはという問題を考えるときに、家事をしながら、育児をしながら仕事をしている女性が、一番問題点を認識して実感しているはずにもかかわらず、そういう女性がこういう重要な会議の場に参加されていないというのが、また課題なのではないかと思います。というのは、仕事をフルタイムでしながら、朝家事をして、育児をして、仕事をして、また家に帰ってからも家事をして、育児をして、こういうことを実際に体験している人でなければ、本当の意味での解決策は見出せないのではないかということも思っております。

そういうことで、今全体像をお話しさせていただいたのですが、オプションが少な過ぎるという点で、是非外国人の家事労働者を一つのオプションとして我々は非常に必要だと思っております。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございました。

それでは、この問題についての各府省のお考えを御説明いただきたいと思いますが、まず、内閣府からお願いできますでしょうか。

〇内閣府(髙橋参事官) 内閣府の髙橋でございます。本件につきまして、内閣府が何か所管しているということでは必ずしもない部分もあるのですけれども、「経済財政諮問会議」あるいは長谷川先生にも御出席を賜っています「産業競争力会議」等で最近数回議論がございましたので、特に私どものところでは「経済財政諮問会議」の運営を担当しておりますので、その立場からまず、このような議論が今、政府部内でなされているということを冒頭御紹介させていただきたいと思います。

お手元、内閣府の横紙がございますので、これを見ながらお話を聞いていただければと 思います。

1枚目でございますけれども、先月19日に「経済財政諮問会議」と「産業競争力会議」の合同会議がございました。そこで競争力会議の長谷川議員から、働きたくても働けない

人に対して働く機会を与えるために、家事支援サービス事業を支援する政策は不可欠であり、将来的な人材不足に備え、この際に外国人の活用も視野に入れる必要がある。そのため、人材育成を含め、サービスの品質を担保する仕組みをつくり、信頼性の高い市場を構築していく。例えば、介護、育児・家事支援などの分野で一定の資格や技能を持つ外国人に在留資格を与えられるようにすべきである、との御提言がございました。

「なお」ということで、この外国人活用については現在、並行して検討しております国家戦略特区で管理体制を整えた上で、外国人による育児・家事支援サービス提供事業を試験的に評価して事業を開始させ、どの程度の需要があるか等を見極めてから拡大の必要性を検討するということで、外国人の受け入れという場合には、まず特区において試験的に導入して、そこでいろいろとニーズを含め、問題点の見極め等をやって、全国的に拡大できるということだったらしたらどうか、というお話でございました。

下のほう、ちょっとテーマは違うのですが、やや重なるところがありまして、このときに同じように、まず、長谷川議員のお話でございますけれども、安倍政権の重要政策の一つである女性の活躍推進に向けて、男性・女性の負担・制約を解消するためには、家事等の負担を軽減し、働きたくても働けない人が働く機会を得られるような環境整備を進めることが必要であると。その際、外国人家事支援人材の活用は一つの方策であるということで、さらにその後で、まず国家戦略特区で管理体制を整えた上で、可及的速やかに先行実施し、どの程度の需要があるかを見極めた上で拡大の検討を行うべきであるということで、基本的に二度にわたって同趣旨の御提言を賜っているところでございます。

同じ4月4日に、上の有識者議員提出資料というのは、「経済財政諮問会議」の民間議員の方々でございますけれども、この方々が連名で出された資料の中にも、高度外国人材の受け入れ環境の改善とともに、我が国女性の潜在力を発揮させる観点から、育児・介護中で就業希望しているが就業できない女性のため、家事の補助・介護分野での外国人のサポートも検討すべきであるという御提言が同様になされております。

もう1枚見ていただきまして、関係する各閣僚の方々から、このような御発言がありま したので、この後、個別の省庁さんから御説明があるかもしれませんが、これが今の政府 の基本的な一つの示唆となっておりますので、まとめて御紹介させていただきます。

茂木経産大臣は、女性が活躍できる環境という点から、家事支援が極めて重要になって くるのではないかと思うという御発言がございました。

谷垣法務大臣からは、外国人の受け入れを念頭に置いての御発言ですが、家事支援等については、他の労働市場や治安への影響などを考える必要があると。低賃金労働として受け入れているとの批判があってはいけない。家事支援の外国人活用は特区などで試してみることも一案ということでございます。

田村厚生労働大臣からは、外国人労働者の活用に当たっては、今、安倍政権で取り組んでおります賃金上昇に向けた動きを阻害しない、日本人が駆逐された職場とならない、労働条件が日本人と異なるものとならないことが必要だということです。また、特に育児・

家事支援という分野については、ニーズを踏まえた検討をちゃんと行う事が必要だということと、さらに、その中の育児ということに限って言えば、人格形成期に我が国の言語や文化を十分に理解されていない外国人の方々が携わるのは問題があるのではないかという御趣旨の御発言がございました。

特区を担当しておられます新藤総務大臣からは、先ほどの長谷川議員からの御提言も踏まえ、特区で家事や介護支援を実験し、証明することが必要であり、取り組んでいきたい、といった御発言がございました。

全体を総括する形で最後、安倍総理から、本日の議論を踏まえ、移民政策と誤解されないように配慮しつつ、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、十分な管理体制のもとでのさらなる外国人材の活用の仕組みについても検討を進めていただきたい。その際、国家戦略特区の活用も含めて検討していただきたい、ということでございまして、これは今日の家事使用人、家事支援人材ということに限定した話では必ずしもない総括的な話でございますが、この中に女性の活躍推進という観点が一つ盛り込まれておりますので、私ども政府の受け止めとしては、家事支援人材、家事使用人のところについても含めた形で、まず、きちんと検討しろということが総理から御指示として出ていて、その際には長谷川議員からの御提言にありましたように、まずは先行的に特区の活用を一つの視座に置いて検討してはどうかという御指示があったと受け止めておりまして、まだ緒についたばかりでございますけれども、関係省庁の間で議論を開始するように今いろいろとやっているところでございます。

内閣府からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございました。

それでは次に、法務省から御説明をお願いできますでしょうか。

○法務省(福原室長) 法務省入国管理局の福原でございます。よろしくお願いいたします。

法務省からは「外国人家事使用人の受入れについて」という資料を用意させていただい ておりますので、そちらの資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、外国人の家事使用人の受け入れに関する出入国管理及び難民認定法上の取扱いについて説明をさせていただきます。

1ページを御覧いただきたいのですが、現行入管法令上、外国人の家事使用人につきましては、①~③までの外国人の個人的使用人という形で雇用される場合にのみ入国・在留が認められるという仕組みになっているわけでございます。他方、日本人の方の個人的使用人という形で雇用される場合については対象になっていないということでございます。

外国人家事使用人の入国・在留に係る主な要件につきましては、下の囲みの中の①~⑦のとおりでございます。要件は外国人雇用主によってバリエーションがありまして、例えば外交官等の方につきましては、⑤⑥⑦の要件への適合が求められないということになっておりますし、また、高度人材ポイント制というものがございますけれども、これで高度

人材認定を受けた外国人については、例えば⑦のような事情がないケースであっても、本 国で継続的に雇用されていた家事使用人の方であれば受け入れが認められることがある一 方、雇用主側の年収について 1,000 万円以上という要件がございます。この資料は、一般 的なものについてお示ししたものでございます。

なお、⑦の要件につきましては、配偶者の方がフルタイムで勤務しているために家事が 困難というような場合にも、この要件を満たすこととしています。

次に、2ページを御覧いただきたいのですが、家事使用人の方の入国・在留は特定活動という在留資格で行っているところでございます。入管法には30種類の在留資格がございますけれども、他の規定された活動類型のいずれにも該当しないような活動を行う外国人の方の上陸・在留を認める必要がある場合に、臨機に対応するための在留資格ということになっておりまして、法務大臣が個々に活動を指定することとされております。

なお、家事使用人として特定活動の在留資格で在留中の外国人の方の数でございますが、 昨年6月30日現在で1,268人となっておりまして、フィリピンの方が78.4%ということ で8割近くを占める状況になってございます。

3ページを御覧ください。現行の家事使用人の受け入れにつきましては、外交官あるいは一定の専門的・技術的分野の外国人の方を受け入れるための環境整備の一環として認めているというものでございます。

仮に、日本人の方の家事支援の目的で外国人材を受け入れるという場合には、専門的・技術的分野以外での外国人労働者の受け入れになると理解しておりまして、その在り方につきましては、やはり政府全体で検討していく必要があると考えているところでございます。

また、日本人の方が外国人の家事サービスを利用するという場合には、一般的にはコミュニケーションの問題があろうと思われるわけでございますけれども、どういう家事サービスのニーズがあるのかを確認する必要があると思いますし、そういうニーズを踏まえた上で稼働の形態はどういうものなのか、住み込みのようなものを想定するのか、あるいは通いを想定するのかを検討する必要があります。住み込みの場合は海外でも問題が生じているというようなことも承知しておりますので、そうした稼働形態を認めていくのかということについても検討される必要があると考えているところでございます。

当然、不法就労、不法滞在といった問題が発生しないように、一定の管理の仕組みが必要であろうと考えております。また、適正な賃金水準も含めて、適切な生活環境あるいは労働環境が整備される必要があると考えております。

さらに、国際的には、家事労働者につきましては、人権侵害のような問題が生じている というふうに承知しているところでございますが、仮にそういう問題が生じた場合の保護 措置といったものも、きちんと講じられる必要があるのだろうと思っております。

最後のところでございますが、先ほど内閣府から、今回の外国人材の活用については、 移民政策と誤解されないように配慮しつつという御発言が安倍総理大臣からあったという 報告がございましたけれども、現在議論されています家事使用人の方については、一定期間の在留後帰国させるという仕組みにすることが考えられるわけであり、どういう仕組みでそれを確保していくのかということについても検討する必要があると思っております。

こうしたことを踏まえて、「検討事項」にあるとおりでございますが、国内での活動形態でありますとか、契約関係、それから、外国人材の選定、あっせん、受け入れ主体の責任等について検討していく必要があるのだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○大崎座長 ありがとうございました。 それでは、続きまして、経済産業省から御説明をいたします。
- ○経済産業省(坂本室長) 経済産業省でございます。よろしくお願いいたします。資料 4に沿って御説明させていただきます。

経済産業省では主にサービス業の振興という観点から、ちょうど3年前に家事支援サービスの利用に関するアンケート調査を実施しております。その結果を御紹介したいと思います。

これは20代後半から40代前半までの女性、アットランダムに2,000人に対してアンケート調査をしたものでございますが、当時、家事支援サービスを利用しているのが2%、家事支援サービスというものは知っているけれども利用していないというのが80%、そもそも知らないというのが2割弱ということで、将来利用してみたいというのが16%という結果になっておりました。

この家事支援サービスを知っているけれども利用していないという方に、その主な理由を聞いてみたのが、こちらのグラフでございます。類似のものについて色分けで共通項をくくっておりますけれども、やはり1番目には価格が高い、手が出ないということが5割ちょっとございました。緑のところですけれども、このサービスの特殊性として他人を家の中に入れることへの抵抗感、セキュリティーへの不安といったことが2番目の理由として挙がっていたということでございます。3つ目といたしまして、オレンジのところですけれども、そもそもどういう会社がこういったサービスを提供しているかわからない、アクセスの問題が挙がっておりました。

本日の議論、女性の活躍推進のためには、働き方の問題とあわせて、育児・介護も含め 女性が主に担ってきた家庭負担の軽減という課題意識は持ちつつ、家事支援サービスの利 用はいまだ限定的であると考えております。

このアンケート調査に加えまして、最近行いました事業者ヒアリングの結果を総括いたしますと、本日のテーマであります外国人に関しましては、主要な事業者、今現在に関しましては、日本人のパート主婦が主な担い手となっておりますので、現時点で特に人材が不足していて外国人を入れないと供給できないといったような感じにはなっていないと思っております。

一方で、ユーザーのニーズでございますけれども、価格の問題につきましては、労働集約的なサービスであり、かつ今の担い手であるパート主婦が非常に高い賃金水準で担っているということでもなくて、複数の事業者に聞いてみると共通した感じといたしましては、どうしても品質を担保しようと思うと、研修を受けさせたり、顧客対応を本社で賄ったりということで管理コストのかかる部分が大きいので、仮に外国人を入れたとしても、雇用する形で労働基準法のもとで合法的にサービス提供しようと思うと、外国人の活用によって価格が劇的に下がるということは考えられないというのがヒアリングの結果でございます。

かつ、ユーザー側のニーズといたしましても、一部きれいな英語を話す方に対して英語 教育といった観点であるかもしれませんが、一般的には特にユーザーのほうから外国人に やってほしいというようなニーズがあるということも出てきてはおりません。

以上、簡単ですが経産省からでございます。

○大崎座長 ありがとうございました。

それでは、次に厚生労働省からの御説明をお願いいたします。

〇厚生労働省(遠坂課長補佐) よろしくお願いします。本来、外国人雇用対策課長が出席すべきところなのですが、国会関係のため本日急用が入ってしまいまして申し訳ありません。代理で対応させていただきます。

厚生労働省としましては、まさに女性の就業促進、子育て家庭、家事支援のサポートという観点は非常に重要であると感じております。私自身も共働きで子育てをしている関係で、こういったサポートがあれば非常に助かるなということを日々感じておるわけですが、厚生労働省の資料を御覧いただきますと、現在、国内で家事使用人の方々がどれくらいいらっしゃるのかということを御紹介させていただきたいと思います。

1つ目は、総務省の国勢調査の結果ですが、家政婦(夫)の方々の経年的な推移になっております。足元で大体1万6,000人程度、家政婦・家事手伝いの方が働いていらっしゃることになっております。

また、別の統計を見てみますと、家政婦(夫)の求人・求職の状況ですけれども、平成24年度で求職の申し込みが大体8万8,000件程度あると。求人数が大体4万件程度あるということで、厚生労働省としましては子育て家庭の家事のサポートのために、できるだけこういった方々を活用していただきたいと。特に、女性の方がこのマーケットで9割程度占めている、高齢者の方も7割程度占めているということで、女性・高齢者の活躍の場になっておるわけですので、こういったマーケットを活用していただくということを考えております。

また、外国人の活用につきましては、先ほど内閣府の資料の中でもございましたけれど も、厚生労働大臣から留意点ということで、4月4日の「経済財政諮問会議」の際に申し 上げたところですが、こういった国内マーケットへの影響をどのように考えるかというこ とですとか、外国人の方々がこのマーケットで働くといった場合に、安い労働力として活用されることについては慎重にあるべきだという御発言がありました。

また、育児支援という観点については、特に厚生労働大臣のほうでも留意しているところもありまして、その点については担当部局から一言御説明させていただきます。

○厚生労働省(源河調査官) 1点だけ補足させていただきます。

先ほど内閣府の方から御紹介いただきましたが、既に会議等で厚生労働大臣が発言しておりますように、育児支援につきましては、次代の社会を担う子どもの健全育成という観点から、人格形成期の子どもに接するサービスでございますので、我が国の言語・文化等を十分に理解していない方々が携わることをどう考えるかについて、慎重な議論が必要だと考えております。

厚生労働省からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございました。

それでは、この問題についての議論をしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。どうぞ。

○道垣内専門委員 どうもありがとうございました。状況はよくわかりました。いただい ている最初のアメリカ商工会議所の御意見は、日本のためにという色彩を出されて、しか も女性のためにということかもしれませんが、そういう必要は必ずしもなくて、社会のニ ーズがあって、しかし、何らかの事情で一般の需要にマッチしていないという問題なので はないでしょうか。そこを何とかするには本当は入管のルールを変えるということになる のではないかと思います。そこが核心だと思うのですが、先ほど厚生労働省からも御指摘 がありましたけれども、内閣府の資料の2ページに書かれている各大臣、特に厚生労働大 臣のおっしゃっていることには矛盾があるように思うわけです。市場が求めている家事サ ービスはすごく潜在ニーズがあるにもかかわらず、なぜ使われていないかというと多分高 いからだろうと思います。それを何とかしましょうというときに、日本人を駆逐してはな らないとか、労働条件を同じにしなければいけないとなると、今の水準をそのまま維持し て供給を増やしましょうということになりますが、普通に考えればそうはならないのでは ないでしょうか。国際的に普通の水準に落ちていくのではないでしょうか。厚生労働省の データですと、むしろ供給のほうが多いようには見えますけれども、もっと安ければ需要 はどんどん増えていくはずで、日本のこの分野で働いている人たちの労働環境を 1 cm も悪 くしたくないと、それが本音なのですか。それは、そもそも可能なのかということです。 ○厚生労働省(遠坂課長補佐) 実際に、需要と供給のバランスで価格というものが決ま ってくるかと思います。ただ、実際にこの職業で働いていらっしゃる方々がいるという現 実もありまして、日本の外国人労働者の受け入れの方針というのは、基本的に経済活性化 に資する専門的な人材を受け入れていくという方針になっていますので、いわゆる安い労 働力として外国人を受け入れていくことによって国内の労働市場に影響があるということ は、慎重に見極めていく必要があるのだろうなというのは一つの大きな考え方ではあると

思います。その中で、1 mm も影響を及ぼさないかというところは程度問題のところもあるかと思いますが、厚生労働省としてはそういう影響に対しては慎重に考えていく必要があるのではないかと考えております。

○大崎座長 私からもよろしいですか。私は、この御提案の問題意識については、非常によくわかるというか共感するんです。つまり、女性の就労をもっと円滑にしていくためには、家事支援というのが大事であろうと、それは全くそのとおりだと思います。ただ、身元引受人の資格を緩めるというやり方が現実的なのかということについては、物すごく強い疑問を抱いておりまして、例えば、海外の外交官の方が帯同する人ということになると、だれを連れてくるということはわかった上で来るわけですよね。ただ、新しく雇い入れる家事使用人ということになると、見ず知らずの人の身元引受人になって、それから先仕事をしてもらうことを決断するというのは、非常に難しいのではないかという気がします。かつ、実際に雇って3カ月ぐらい働いてもらったら、どうも合わなくて辞めてもらいたいというと即刻国外退去だというのも、むしろ人権問題になるのではないかという気もいたしまして、そういう方策なのかどうかというのは、やや疑問に感じたということはございます。

私は、むしろ法務省からお話があった、外国人材による家事支援サービスを企業みたいな形でやっていく方向をとるのかどうかという検討が重要なのではないかと思っています。ただ、そのときには先ほど厚生労働省からもお話があった、今までのところ基本的に高度技術人材の就労というのを大前提にして入国管理をやってきているということを根本から変えるのかどうかというのは非常に難しい話だと思ったのですが、これは内閣府にお伺いするのがいいと思うのですけれども、安倍総理は移民政策という誤解は招かぬようとおっしゃっているのですが、短期というか中期滞在ぐらいの感じですかね。移民ではなく、いずれ帰国するという前提で、それほど高度でない人材の受け入れについても増やしていくべきだというのが、「経済財政諮問会議」などでの閣僚の方も含めた、どちらかというと方向性なのでしょうか、どうでしょう。

○内閣府(髙橋参事官) 内閣府としてお答えすることが適当かどうかわからないところがありますが、私の理解している範囲内でお答えしますが、もし間違っていたら申し訳ございません。何かあったら直してください。

諮問会議等の場で閣僚を含めた一種の方向性として、今、座長がおっしゃったところまで踏み込んだものがあるとまでは申し上げられないと思います。確かに、いろいろ民間議員の方の提言等の中では、今おっしゃられたように、もちろん中には移民ということを念頭に置かれている方もいらっしゃるかもしれませんが、それは表に出てきておりません。今おっしゃったように、今よりは高度というハードルを下げる、かつ、期間も今ほど厳格ではない、けれども、どこかで必ず帰っていただくという前提で、相対的に今よりも外国人の受け入れを増やすべきではないかということをおっしゃっている方はおられると思います。しかし、今までの日本の外国人の受け入れということで、高度については積極的、

非高度については慎重にやろうという閣議決定ベースで決まっていることに対して、大きな変容をもたらす方向で話が進むということになっているとは、少なくとも私からは見えておりませんし、恐らくそこまでにはなっていないのではないかと思います。

- ○大崎座長 どうぞ。
- ○在日米国商工会議所 いろいろな観点から課題があるかと思いますけれども、まず1つ、最初の家事労働者の賃金が下がってしまうかという点ですが、我々が考えているのはそういうことではなくて、例えば、具体的なお話をさせていただきます。日本の大学を卒業した女性は、世界でもナンバーワンぐらいの数がいます。そういう大学を卒業した女性たちが結婚して家事・育児をするために退職しているというのが現状で、皆様御存じだと思います。本来ならば、その女性たちは年収 700 万円ぐらいの賃金を受けられるような労働力の方たちです。夫が 700 万円稼いでいます、その女性も市場に戻れば 700 万円稼げます。合わせて世帯収入が 1,400 万円になります。1,400 万円の年収がある家庭は、それなりの家事労働者に対する賃金を支払うことができます。そのときに、今オプションがありません。つまり、外国人の家事労働者で、英語ができて、子どもの教育もできるようなレベルの高い外国人家事労働者がいればいいなと思っている女性たちがいるにもかかわらず、日本にはそのオプションがない。だから、外国人の家事労働者を認めるというのが今ゼロのところを、先ほど申し上げたとおり、シームレスな継続的なサポートが必要な中で、一つのオプションということで、別にそれを認めたから一気に賃金が下がるというようなことではないと思います。
- ○大崎座長 そういうふうに否定しているわけではないんです。先ほど私から申し上げた、身元引き受けの資格を緩めたのでは余りきかないのではないかと、その点はいかがですか。 ○在日米国商工会議所 その点も、低くする、低くするというのはレベル感だと思います。 今の引受人の資格が余りにも高過ぎる、ノートンさん、そういうことですよね。
- ○大崎座長 知らない人の身元引き受けって、そんなにやりたいものですかね。
- ○在日米国商工会議所 外国人にとってですか、日本人にとってですか。
- ○大崎座長 日本人です。
- ○在日米国商工会議所 ちょっと裏から返事をしますけれども、私は3人の娘がいて、武蔵野市に住んでいます。あるベビーシッターの会社に妻が連絡したら、2週間シッターを出来る人がだれもいない。でも、その時は一番下の子が熱を出したので、その日にだれかが来てくれることが必要だった。だから、その反論に関してはもちろん一つの例なのですけれども、基本的に私たちが考えているのは、外国人家事使用人も日本人の家事使用人と同じ賃金でいい。さっき内閣府の方がおっしゃったみたいに、マーケットに需要があることが前提だと思います。ACCJも検討の期間が必要だと思います。

ある派遣会社が、日本で介護のプログラムを終了したインドネシアの方をインドネシアで採用して、日本の工場に派遣している。日本語は上手ですよ。介護福祉士のテストに合格できなかった人でも、日本語はできるし、日本の家でも評判は絶対にいいと思います。

2つの言葉ができる人なら、すごく役に立つ。だから、その二段の見方として、どのような価値があるかというと、少し高いレベルの外国人は絶対来ると思いますよ。インドネシアとフィリピンの平均の年給は非常に低いので、日本の家のサポートの仕事でも魅力がある場合もあります。

○道垣内専門委員 今の座長の御質問と同じ観点なのですけれども、現実的にあるとすれば、先ほどおっしゃったように人材派遣会社が間に入って、仮に日本での給与が 20 万円以上と決めるとすると、年間 240 万円の給与になります。これ以下では決して市場には出さないかわりに、いい人を探してきますということになろうかと思います。そのようなサービスを提供するとすれば、今までやっている高度人材とまでは言えないかもしれませんけれども、今市場にいる日本人よりは多分上のレベルの人が、そういうナーサリーのサービスを提供してくれるということになります。そのときには、身元保証は会社がすべきことで、仕組み上、家庭に何かの負担を負わせるのではなくて、家庭は単なるお客さんで、間の仕組みをきちんとつくればよさそうな気がしますけれども、そういうふうにはならないのでしょうか。

○在日米国商工会議所 この意見書を書いたのは1年3カ月前ぐらいで、その間にいろいるなところと相談して、いろいろな意見ももらいました。ただ、この文書はACCJの理事会の承認を得たものです。この1年3カ月で私たちもいろいろ意見を聞いて、さっきおっしゃったみたいに人材派遣の会社がビザのスポンサーになり、ちゃんと雇用した人たちの面倒を見てくれる。派遣先の家庭で何か問題が起きたら相談できるところがある。そして、アパートの保証人もできるし、1人で住むことができる。

もう一つ、さっきの私の武蔵野での経験の件ですけれども、そのシッターを提供している会社がマーケティングするだけの力があまりない。(そのシッターを提供している会社の評判は)近所の家族の口コミでわかるのですけれども、(シッターの)人材派遣会社であれば信用できるところで広告をだして、シッターサービスを利用する人もそれを見て、これは信用できるとなり、利用することができる。料金の話にちょっと戻ると、信用できるところなら(料金が高くても)絶対利用すると思います。外国人にとっては、人材派遣会社を通しての雇用であれば、トラブル等が生じた際に守ってくれる方法もあります。だから、家事使用人のビザを一個人および人材派遣会社がスポンサーできるという複数のオプションあれば、家事使用人を必要とする家庭にとっては絶対役に立つと思います。いろいろ自分で決定できる、例えば、自分の国で使用していた家事使用人を一緒に連れてくることも一つのオプション。もう一つは人材派遣。本当は、このオプションについても上述の意見書に新しく書ければいいと思ったのですけれども、追記する時間がありませんでした。

○大崎座長 今のお話で言わなければいけないことを思い出したのですけれども、御提案 のような仕組みが機能すると、日本人で海外に勤務されて、そのときに実際に使用されて いた家事使用人を日本に連れて帰りたいという場合ですよね。これは確かにあり得ると思 って、法務省からの御説明では、今のところそれは外国人が帯同する場合しか認めていないということだったわけですけれども、これを日本人の帰国者にも対象を広げるというのは検討の余地はあるのかなと私はちょっと感じました。ただ、数は非常に限定されたものとなるのでしょうね。

また、もう一つ難しいのは、外国人が帯同される場合は認めますというところの一つは、いずれ本人も帰国するから、そのときに帯同してきた人も帰国するであろうという前提があると思うのですが、日本人が帰国するときに帯同すると、期限をどうするのかという問題は出てきますよね。そこは法務省どうお考えですか。

○法務省(福原室長) 現在のところ、日本人の方であれば、は日本人、による家事サービスもあるわけでございますので、そういうサービスを使われるのが一般的であろうという想定のもとに、現在のような制度になっているわけでございます。

先ほど、大崎座長もおっしゃったように、海外で家事使用人を雇用していて、その方を一緒に連れていきたいといった場合には、まさに座長がおっしゃったように、では、その外国人の方は日本人の方々とともにずっと日本にいるということになるのかというあたりも考えていかなければならないところでございます。

確かに、一般の日本人女性というよりは、少し限られた対象にはなるのかもしれませんが、海外で駐在されている間にそういうサービスがを受けて、便利だと評価されている方々もいらっしゃるということは認識しておりますので、今後そういうニーズに対してどう対応していくかについては、検討する必要があると考えているところでございます。

○松村座長代理 限られたニーズも重要だというのは否定しないのですが、ここで出てきている問題は、限定的な人だけに必要なものではないと思います。多くの日本人女性が困っているという現状があり、これを何とかしたいという問題意識があるので、限定的な人のニーズだけに応える対応をするだけでは十分な改革ではないと私は思います。

内閣府から出してくださった資料には、一様に特区ということが強調されている。潜在的には様々な問題があるかもしれない。一方で、御指摘いただいたようにニーズがすごく大きいというのもわかっている。この2つを踏まえて、できるだけ速やかにやりたい。全国で速やかにやるのは極めて難しい、いろいろな懸念があることからして難しいので、まず特区で懸念される問題が相対的に小さいのだということを証明することが重要だという発想で、まず特区で行うという案が出てきているのだと思います。私自身も特区でまず対応し、懸念されたような問題は起きないと今御指摘いただいたわけですが、それを実証することから始めて、本当に問題が起きないことを確認した上で、全国に拡大するのがリーズナブルなプロセスだと思います。このようなやり方では遅過ぎるでしょうか。

〇在日米国商工会議所 本当にまさに全員の問題で、女性が就労するために、まず家事の 負担を減らすというのが必要、これはみんなの問題です。厚生労働省の家政婦(夫)の数 の統計で、私もこれを今拝見してびっくりしたのですが、やはり高齢の方が担当されてい るケースが多いので減ってきているのか、とにかく需要が伸びているのに家政婦をする、 供給できるほうが減ってきていると。

では、家事労働者を担ってくれる人材がどこにいるか。そうすると考えられるのは、元気な高齢者の活用。それと、外国人。この2つで供給していかないと、女性の就労を増やすという根本的な目的が達成されないのではないかと思います。そのときに、オプションの一つとして、初めから外国人はだめだではなくて、特区のところから懸念の問題が生じないことを実証して進めていくというのがいいのではないかと私も思います。

- ○大崎座長 厚生労働省は、ここはどうお考えですか。先ほど御紹介があったように、厚生労働大臣の御発言としては、育児に携わるという件については一般論として否定的という感じですし、賃金水準についても御懸念があり、特区でやることについても余り前向きではないという感じですか、どうですか。
- ○厚生労働省(遠坂課長補佐) 懸念としてはあるのですが、要は、それが生じないような仕組みをどうやって考えていくかというところで検討していく必要があるのではないかと思います。大臣もそういった考え方ではあるのかなと思います。

あとは育児の観点から。

- ○厚生労働省 (源河調査官) 育児については、特区等に限らず慎重に考える必要がある のではないかと思っております。
- ○道垣内専門委員 一言で育児と言っても、高度な育児と、幼稚園に行く前の世代、短い間ちょっとだけ預けたいという需要など、それぞれの人のニーズとは違うと思います。もし上のほうだけを狙えば、入管法をそこだけ少し緩めて特区でやってみて、いい会社を間に入れてやれば、広いニーズのところは賄えないけれども、まずは突破口になるのではないかと思いますが、そういう高度な人でもだめですか。要は、バイリンガルでちゃんと英語で躾ができる人の市場は、一般の市場とはちょっと違うのではないですか。
- ○厚生労働省(源河調査官) いろいろ区分けするのが難しいというのが一つと、あと、 決して日本の人材が足りていないわけではなくて、先ほど言われた高学歴な女性で、子育 て等の分野で活躍したいという方は多いものですから、まずは外国人の方を活用するより は、日本人のいろいろな方、高齢者であり、女性であり等を活用するのが先であって、そ ういうものも踏まえた上で検討する必要があるというので、真っ向から決してだめという わけではないのですけれども、いろいろ慎重な検討が必要だという趣旨で大臣も発言なさ ったと思っております。
- ○道垣内専門委員 実際は、市場はそうは動いていないわけですよね。本当にそういうニーズがあり、本当にそういう供給があるのであれば、外国人抜きでもビジネスは成り立つはずですよね。それが起きていないというのは、何か理由があるからでしょうか。
- ○大崎座長 そこは経済産業省の資料によく現れていると私は思うのですが、他人に家の中に入られることに抵抗があるというのは、結構現実的な問題としては大きいのではない

かと思います。だから、保育施設などに預けることには余り抵抗はないように思うのですが。だからどうということを言っているわけではないですけれども。

○在日米国商工会議所 難しい問題だと思いますけれども、現状で家事利用率が2%程度で全然伸びていないと。現在は外国人のナニーが日本にはあまりいない。もし外国人のナニーというオプションがあれば伸びるかもしれないということも考えられるのではないかと思います。

この人格形成期に日本の文化を理解していない外国人がという問題ですけれども、むしろ逆の意見の利用者もいるかもしれません。今これだけグローバルな時代で、まさに言語を習得する幼い時期に、是非外国人のナニーを利用して自分は働きに行きたいというニーズもあるはずです。もちろん反対の方もいらっしゃる。でも、とにかく日本にはオプションが少な過ぎる。そういうものを開放していけば、皆さんそれぞれが選択していく、別にそれは利用しなければならないわけではないので、オプションの一つとして開放するというのはいいのではないかと思います。

○経済産業省(坂本室長) 1点だけ申しそびれました。経済産業省から御説明させていただいたアンケート調査ですが、ベビーシッターは含んでおりませんので、純粋に家事の部分だけですので、おっしゃるようにナニーとか子どもを預けるということに比べますと、ニーズの切実度というのはちょっと区別して考えなければいけないのではないかというのと、これは3年前の調査ですが、家事支援サービスの利用率が全く伸びていないということもないと思います。

○松村座長代理 もし、家に知らない人が入ってくるのが嫌だという理由だとすれば、それは外国人を入れても伸びないということになるのだと思いますが、それは特区である程度確認できる。やってみて全くその通りでした、全く伸びませんでした、本質的な問題はそこではありませんでしたということになるのかもしれない。したがって、これは特区でやらないことの理由には絶対にならないと思います。

もう一つは、家に入られるのがということでも、文字どおり御説明いただいた家事サービスですけれども、いろいろな企業が参入して、いろいろなレベルで家事サービスを供給しているわけです。1カ月に1回掃除に入るというのも含めて。それでも昔はすごく抵抗があったのだけれども、企業がちゃんと教育して、特定の人に頼むというのではなくて、その企業を信頼して来てもらい、トラブルがあったらもう打ち切るという格好で徐々に普及してきていると思う。同様なことが、今回は起こらないと決めつけて、その可能性の芽を初めからつぶさなくてもいいと思います。

それから、日本人でも十分労働力があるのではないかという点に関しては、まず、実際に求職者数がこれだけあるにもかかわらず、採用数がこれだけ落ちている事実を自然に解釈すると、ニーズを満たす人材の供給がないのかもしれない。したがって、まだ余剰の労力がありますと言われても、本当にニーズを満たすようなものなのかどうかということに関して、疑問があります。それから、もし本当にニーズを満たすような人材が十分存在し、

なおかつこういう状況が起こっていて、ニーズがこんなにたくさんあるにもかかわらず、 人がこんなにいるのにもかかわらず応えられない。それは市場メカニズムが働いていると すれば、必ずしもニーズを満たす人材がいないのかもしれないということなのですけれど も、もし、そうでないとすれば、ひょっとしたらこれは労働行政の失敗の結果かもしれな いわけですよね。今までこういう状況を放置してきたことの反省は、もし本当にそうなら 必要なのではないかと思います。

次に、もしこれを特区でやって、こういうニーズがあると分かったとする。そうすると、 日本国内の人材もそういうニーズに応えられるように再編すれば問題は解決するかもしれない。ミスマッチを避けるヒントを特区の経験で得られる可能性も十分あるわけです。したがって、十分管理されたところで、特区で導入するのに反対する理由にはならないと思います。ただ、先ほどの御説明でも、特区での導入に関して必ずしも消極的な発言ではなかったと思いますので、その点は安心しておりますが、やはり特区で試してみる価値は十分あると私は認識しました。

以上です。

- ○大崎座長 では、今の話について厚生労働省から。
- ○厚生労働省(遠坂課長補佐) 厚生労働省から出させていただいた資料の数字ですが、 これは例えば、ダスキンとか企業で雇われている家政婦サービスというのは入っていませ んので、あくまで個人で雇われている家事使用人ということですので、ニーズはあるとい うことで、そこにマーケットとしてのチャンスがあるのではないかということは感じてお ります。

特区について総理の発言もありましたし、そういった検討をしていくことについては、 政府としてということになろうかと思います。

- ○大崎座長 どうぞ。
- ○在日米国商工会議所 皆さんのコメントは私にとって非常に役に立つものです。

まだ1つ話していないことがあるのですけれども、2011年の地震の後、多くの外国人が日本から出国しました。その後、スキルのある外国人がなかなか日本に来ない。そこで、ある大学の先生が調査をしました。どうして才能のある外国人が日本に来ないのかという1つの理由が、家の手伝いのオプションがないからと。この調査は国内ではなくて、シンガポールにいる外国人、香港にいる外国人に行ったのですが、どうして日本を選ばなかったのかという理由の一つは、家の手伝いのオプションがないからだと。だから、競争として、アジアの中で税金の競争もあるし、日本に来てほしければこのオプションは役に立つと思います。

○在日米国商工会議所 2点だけ、短く述べさせていただきたいと思います。

他人が家に入ることへの心理的抵抗があるということは、もしかして、日本人同士だからそういう抵抗があるのかもしれません。実際に、私は家政婦さんを3人ほど家に入れてお手伝いしてもらいました。そうしたら、やはり同じ日本人同士、近所の方、年上の方、

そういう意味では、家の中のものをいろいろ読まれたり、見られたり、これが実際のお話です。ところが、外国人だったら逆に、そういうところもわからないので、そういう心理的抵抗が余りないかもしれない。ですから、外国人というオプションが、この心理的抵抗を乗り越えるにはあり得る可能性だと思います。

あと、もう一つは、ニーズを満たす人材がいないという点。本当にそうだと思います。 待機児童の問題と同じだと思います。保育園を増やせば増やすほど待機児童がどんどん膨 れ上がってくる。だから、やはりちゃんとした人材がいれば利用したい人がどんどんふえ ると思います。ですから、潜在的に需要が眠っているということだと思います。そのため には、いろいろなレベルのより高度な家事労働者、その一つには外国人を活用するという ことがオプションになり得ると思います。

以上です。

○大崎座長 よろしいですか。

それでは、大体時間も迫っておりますので、本件に係る議論についてはここまでにして おきたいと思います。今後いろいろ御検討いただくということで、よろしくお願いいたし ます。

それでは、最後に、事務局から何かございましたら。

- ○大川次長 次回の貿易・投資等ワーキング・グループの開催につきましては、また後ほど事務局から事務的に御連絡をさせていただきます。
- ○大崎座長 それでは、これにて会議を終了いたします。どうも皆様お忙しいところ、あ りがとうございました。